

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり条件付一般競争入札を行う。

令和 6 年 4 月 24 日

三浦市長 吉田 英男

1 件名及び入札に付する事項

令和 6 年度三浦市ノーコード・ローコードツール利用

入札に付する事項は「入札参加者公募実施要領」及び「入札心得書」に記載のとおり。

2 競争参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たさなければならない。

- ① 三浦市競争入札参加資格者名簿に登録を受けている者
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づく三浦市の入札参加資格制限を受けていない者
- ③ 三浦市指名停止等措置要領（平成 7 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止期間中でない者
- ④ 三浦市競争入札参加資格者名簿のうち次の資格で登録があり、神奈川県内に本店又は支店等がある者。
 - ・物品 - 物件の借入れ

3 競争参加資格確認申請

入札参加希望者は、「入札参加者公募実施要領」に記載した期限までに、競争参加資格確認申請を行わなければならない。なお、競争参加資格の確認結果については「入札参加者公募実施要領」に記載した期限までに通知する。

4 競争参加資格の喪失

競争参加資格を有するとの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができない。

- (1) 競争参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争参加資格確認に必要な書類等について虚偽の記載をしたとき。

5 入札に係る書類の閲覧等

- (1) 当該業務に係る設計図書等の閲覧は三浦市政策部デジタル課において「入札参加者公募実施要領」に記載した期間中（土、日曜日及び祝日を除く。）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に行

うものとする。

(2) 設計図書等の配布については、「入札参加者公募実施要領」に記載のとおりとする。

6 契約条項を示す場所

三浦市城山町1番1号

三浦市役所政策部デジタル課

7 入札方法等

(1) 入札書の提出は、「入札参加者公募実施要領」に記載した期間に提出すること。

(2) 入札書には、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。(落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とする。)

(3) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者は再度入札に参加することができない。

(4) 入札書提出締切日時までに入札書が未到達の場合は棄権したものとする。

8 開札の日時

「入札参加者公募実施要領」に記載のとおり。

9 落札候補者及び落札者の決定

予定価格の範囲内での最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とするものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除するものとする。

(2) 契約保証金は、「入札心得書」に特に記載がないときは、免除するものとする。

11 履行遅延違約金

契約金額につき、遅延日数に応じ、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率と同率を乗じて計算した額

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 三浦市契約規則（昭和 40 年三浦市規則第 13 号）第 20 条の規程に該当する入札
- (2) 要件として示した競争参加資格を満たさない者のした入札
- (3) 競争参加資格確認に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 契約締結前に談合情報があり、調査の結果、談合の事実があったと認められた場合の入札

13 契約金額の支払い方法

「入札心得書」及び「仕様書」に記載のとおり。

14 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書（又は請書）の作成を要する。この場合、契約書等の作成に要する費用は、落札者の負担とする。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (4) 入札を中止、延期又は取り止めた場合、入札のために要した費用を請求することはできない。
- (5) 前各号に定めるもののほか、三浦市契約規則の定めるところによる。